

令和5年5月12日

保護者様

埼玉県立浦和工業高等学校長 堀口 真史

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における対策について（お知らせ）

新緑の候 保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に対して、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されたことに伴い、濃厚接触者という概念がなくなるなど、国の方針が大きく変わることになりました。

つきましては、県教育委員会の指導により、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおり対応いたします。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 健康観察の実施について

毎日の体温チェックの報告等は不要とする。ただし、健康状態は継続的に把握をお願いします。

2 生徒の出席停止の扱いについて

- (1) 有症状の陽性者の場合は、発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- (2) 無症状の陽性者の場合は、陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで
- (3) 体調不良者のうち医師等から登校を控えるよう指示された場合は、学校医、その他医師において感染の恐れがないと認めるまで

3 臨時休業の目安

同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15%以上いる場合に、学校医の意見を参考にして、学級閉鎖を措置する。当該期間は5日間程度を目安とする。

4 部活動の対応

- (1) 陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わない。
- (2) 活動停止期間中の公式大会等への参加は、教育委員会及び大会等主催者に協議の上、参加の可否を判断する。

5 その他

- (1) 健康状態を確認するため、健康観察をお願いします。
- (2) ワクチン接種及びワクチン接種に伴う副反応のため欠席する場合は、出席停止とします。
- (3) 御不明な点がございましたら、下記担当まで御連絡ください。

詳しくは、埼玉県教育委員会のHPでご確認ください。



担当 教頭 櫻井 健一
電話 048-862-5634